

# 退職時の健康保険関係の手続き

～ 公立学校共済組合の短期給付・退職後の医療保険制度・貸付金の償還等 ～

退職等により組合員資格喪失する場合の健康保険関係・貸付金の償還についてご案内します。  
公立学校共済組合愛媛支部（以下、愛媛支部という。）の住所等はP4下部に掲載しています。

## 退職後でも請求できる公立学校共済組合の短期給付

出産費、出産手当金、埋葬料、傷病手当金については、給付事由を満たしている場合、退職後であっても請求することができますので、必要書類を愛媛支部へ提出してください。ただし、いずれも健康保険（国民健康保険を除く。）の被保険者として資格を取得している場合は対象外となります。

給付金名	給付事由	給付内容	必要書類※1
出産費	1年以上組合員であった者が退職後6か月以内に出産した場合	出産児1人につき ①産科医療保障制度対象の場合 50万円 ②産科医療保障制度対象外の場合 48万8千円	①直接支払制度を利用する場合 ・出産費等内払金支払依頼書 ・出産費用の確認できる明細書等の写し ・直接支払制度の合意文書の写し ②直接支払制度を利用しない場合 ・出産費請求書 ・領収書及び出産費用の確認できる明細書等の写し
埋葬料	組合員であった者が退職後3か月以内に死亡した場合	5万円 (受給権者) ①退職時、組合員の被扶養者であった者 ②①の者がいない場合は埋葬の費用を負担した者	・埋葬料請求書 ・市区町村が発行する埋火葬許可証の写し  受給権者が②の場合は上記に加えて ・埋葬に要した費用に関する証拠書類（領収書、内訳書等）の原本
出産手当金	1年以上組合員であった者で退職日が出産日（※2）前42日から出産日後56日までの場合	1日につき標準報酬日額（※3）×2/3	・出産手当金請求書 (出産に関する医師の証明が必要)
傷病手当金	1年以上組合員であった者が下記のいずれかの要件に該当したとき ①退職した際に傷病手当金を受給していて支給期間が残っている場合 ②退職した日において傷病のために就労不能の期間が3日を経過しているが報酬が支給されていたため傷病手当金が支給されていない場合	[支給期間] ①出産手当金 出産の日（※2）以前42日（多胎の場合は98日）から出産の日後56日まで ②傷病手当金 ・結核3年 ・それ以外の同一傷病により1年6か月	・傷病手当金請求書 (就労不能に関する医師の証明が必要) ・(初回のみ)退職日及び3日間連続で休んだことが確認できる出勤簿の写し  注意：傷病手当金と同一の傷病に係る障害年金等の公的年金を受給する場合は併給調整があります。

※1 各請求書の様式は、愛媛支部ホームページ（P4下部）からダウンロードできます。

愛媛支部ホームページ → トップページ → こんなときガイド

※2 出産日が出産予定日後の場合は出産予定日

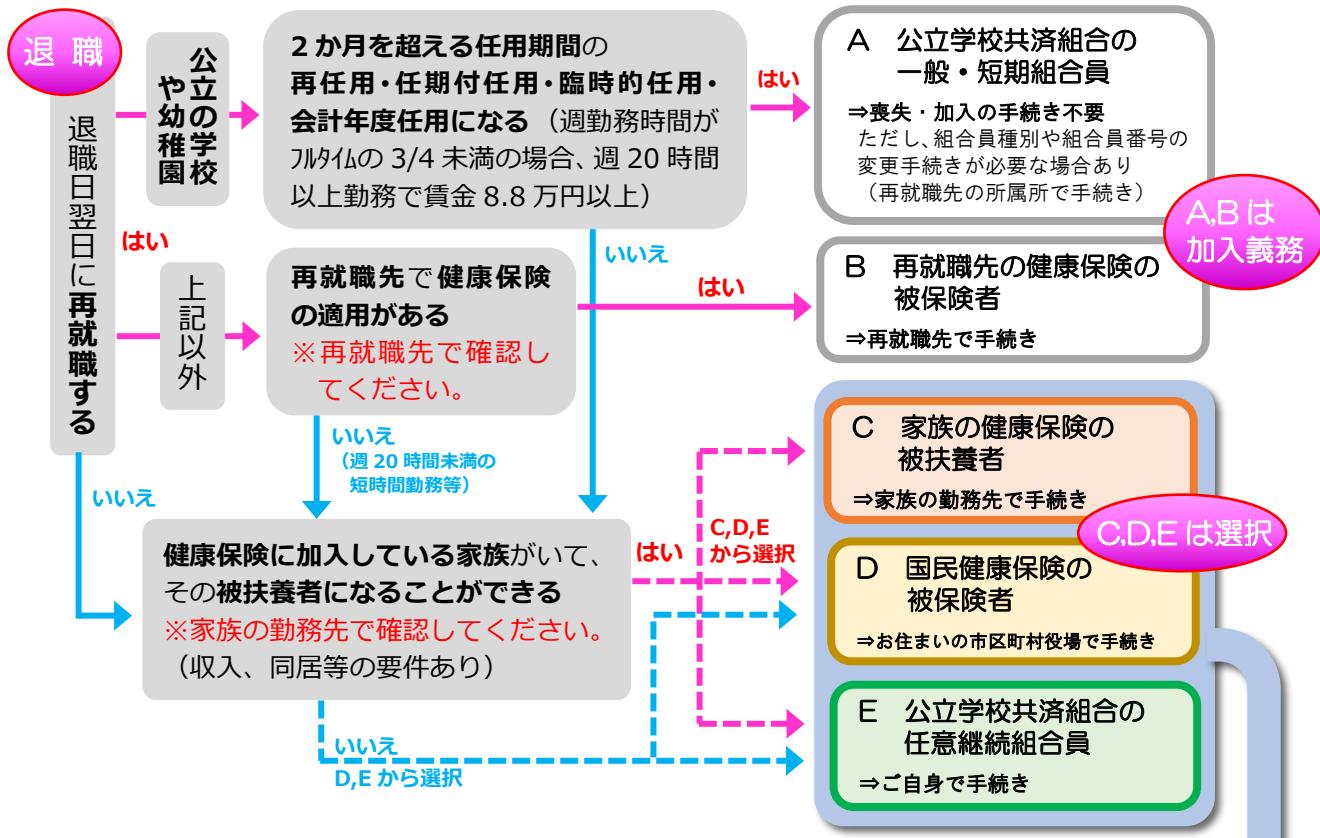
※3 標準報酬日額：「支給開始日の属する月以前の直近の12月間の各月の標準報酬月額の平均額」×22分の1

上記以外に在職中に給付事由の発生した給付金（療養費・家族療養費、移送費・家族移送費、出産費・家族出産費及び同附加金、埋葬料・家族埋葬料及び同附加金、弔慰金・家族弔慰金、災害見舞金）は給付事由発生から2年以内であれば請求することができます。請求漏れのないようご注意ください。

## 退職後の医療保険制度と手続き

### 1 退職後の医療保険制度（フローチャート）

※75歳以上は後期高齢者医療保険制度



再就職しない・再就職先で健康保険の適用がない場合、  
3つの医療保険（C、D、E）から自分に合ったものを見つめましょう。

医療保険	C 家族の健康保険の被扶養者	D 国民健康保険の被保険者	E 公立学校共済組合の任意継続組合員
加入要件・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、同居等要件あり。</li> <li>・事前に家族の勤務先に確認を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失後すみやかに、お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へ申請。</li> <li>・必要書類は事前に市区町村役場担当課へ確認を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間があること。（組合員期間が退職日まで1年と1日以上必要。）</li> <li>・退職に引き続き加入のみで、最長2年間の継続。</li> <li>・退職日から20日以内に、申請し、初回掛金の納入まで完了すること。</li> </ul>
保険料・掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者は保険料負担なし（被扶養者の員数に関わらず、被保険者の掛金のみ。）</li> </ul> <p>《介護保険料》 40歳以上 65歳未満は医療保険料と併せて納入 65歳以上は年金から源泉控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年の収入、1世帯あたりの加入者数等により決定。</li> <li>・お住まいの市区町村により保険料は異なるため、事前に確認を。</li> </ul> <p>【参考】※以下全て年額 R7年度 松山市国保料最高額 109万円 医療分: 66万円 支援分: 26万円 介護分: 17万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①退職時の標準報酬月額、または、②全組合員の平均標準報酬月額のいずれか低い方に掛金率をかけて決定。</li> </ul> <p>【参考】※以下全て年額 R7年度 任継掛金最高額 498,312円 短期: 424,992円 介護: 73,320円</p>
比較のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入が一定の基準額以上となると扶養から外れるため、退職後1年間の収入がない又は少ない場合は適している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職までの収入額が高い場合は、退職後1年間は、保険料が任意継続掛金より高額になる場合がある。</li> <li>・扶養家族も被保険者となるため、加入者全員分の保険料が掛かる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者制度についても在職中と同じ。</li> <li>・年度途中でも月単位で脱退可能。（再加入不可。）</li> <li>・加入後、2年目には、再度国保と比較し、有利な方へ切り替えを。</li> </ul>

## 2 公立学校共済組合の任意継続の手続き

※P2のE:任意継続組合員

公立学校共済組合の任意継続は、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員期間がある方が希望する場合、任意継続手続き（必要書類の提出・掛金の納入）をすることで、在職中と同様（休業給付・人間ドック等保健事業を除く。）の短期給付を受けることができる制度です。

任意継続の手続きには期限があり、退職日から起算して20日以内に、必要書類の提出・初回掛金の納入を完了する必要があります。

期限までに掛金の納入がない場合は、任意継続の申出は無効となり、組合員資格を喪失しますのでご注意ください。

### 任意継続を希望する場合

次の①・②を揃えて、愛媛支部(P4下部)へ提出してください。

#### ① 「任意継続組合員申出書」

…被扶養者を継続認定する場合は「**任意継続申出用 被扶養者確認書**」を添付してください。

#### ② 「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」3部複写・伊予銀行専用

…速やかに作成し、最寄りの**伊予銀行窓口で確認印を受けて**、1枚目を①と併せて提出してください。（3枚目は伊予銀行用、2枚目はご本人様用です。）

#### 【提出期限・掛金納入日等】

①②の愛媛支部への提出期限	掛金決定通知書及び払込書	掛金納入日等
<b>退職日から起算して10日(必着)</b> ※10日目が土日・祝日の場合は翌営業日	①②の支部到着後 2、3日で発送	<b>退職日から起算して20日以内</b> ※20日目が土日・祝日の場合は前営業日まで

・掛金納入が確認できた日以降に、手続き完了通知の「**資格情報のお知らせ**」をご自宅へ発送予定です。  
(マイナ保険証のない者には「**資格確認書**」を発行します。)

### 任意継続掛金について

※具体的な金額は別紙「**任意継続掛金 早見表**」をご参照ください。

#### 【掛金の額】

「**任意継続組合員申出書**」の提出後、「**任意継続掛金等決定通知書**」をご自宅へ送付しますので確認してください。

#### 掛金額《短期・介護》 = 標準報酬月額《下①②の低い方》 × 掛金率

・介護掛金は 40歳以上 65歳未満のみ	①ご自身の退職時の標準報酬月額 ②全組合員の平均標準報酬月額 (令和7年度 380,000円)	令和7年度 ・短期 93.2/1000 ・介護 16.08/1000
-------------------------	---	--

#### 【納入期限】

- ①初回掛金 … 退職日から起算して20日以内  
②2回目以降 … 継続しようとする月の前月末日まで

#### 【納入単位】

- ①12か月前納 … 4月～翌年3月の12か月単位（年1回払い）  
②6か月前納 … 4月～9月、10月～翌年3月の6か月単位（年2回払い）  
③毎月払い

①②は割引あり

#### 【納入方法】

原則、口座振替で、取扱い銀行は伊予銀行の本・支店のみです。

初回掛金の納入が退職後となる場合は、初回のみ払込書等による入金となります。入金方法については掛金決定通知書に同封する払込書を確認してください。（**振込手数料は組合員負担です。**）

- ①口座振替 … 毎月19日振替。（休業日の場合は、翌営業日。）  
②払込等 … 初回のみ。退職日から起算して20日。

### 3 任意継続組合員申出書提出後に取り下げる場合

※退職日から起算し20日必着

P2の**E:任意継続組合員**の申出手続き後、申出を取り下げるとき（再就職が決まり再就職先で健康保険の適用がある等）は、愛媛支部(P4下部)へ速やかに連絡のうえ、次のとおり提出してください。納入済みの掛金がある場合は、後日、通知のうえ返還します。

#### ・「任意継続組合員申出書の取下げ申請書 兼 任意継続掛金返還請求書」

…すでに交付済みの「資格確認書」がある場合は、併せて提出してください。

### 4 資格喪失証明書の手続き

※P2の**C:家族の被扶養者、D:国民健康保険**

P2の**C:家族の被扶養者**(当支部組合員の被扶養者を除く)になる・**D:国民健康保険**に加入する場合で、当共済組合の「資格喪失証明書」が必要な場合は、次の申請書を愛媛支部へ提出してください。

#### ・「資格喪失証明書 交付申請書」

…退職前に提出できますが、交付・発送は資格喪失日以降です。

### 5 資格確認書等の返納（交付者のみ）

退職後、公立の学校や幼稚園で引き続き再任用・任期付任用・臨時の任用・会計年度任用等になり共済組合員となる場合は、現在の資格確認書等を引き続き使用しますが、**組合員資格を喪失する場合**（P2の**B、C、D、E**）は、**退職後速やかに、資格確認書等（限度額適用認定証等、愛媛支部発行の証は全て）を、退職時の所属所へ返納してください。**

※P2**E:任意継続組合員**となる場合も、現在の資格確認書等は返納。

任意継続の加入必要書類は、任意継続の加入要件（組合員期間）を満たしている方に配付しています。また、「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」以外の各種様式は、愛媛支部ホームページからダウンロードできます。

・愛媛支部ホームページ → トップページ → 手続きナビ → 組合員資格・年金の手続き

「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」は複写様式のため、任意継続の書類をホームページからダウンロードされた方には、掛金決定通知書と併せて送付します。もし書損等で必要な場合は送付しますので、愛媛支部へご連絡ください。

## 公立学校共済組合の貸付金の償還

公立学校共済組合の貸付金で未償還元利金がある場合は、即時償還（退職手当から控除）することとなりますので、該当の方には愛媛支部担当者からご連絡します。

### 〔書類の提出・お問い合わせ先〕

公立学校共済組合愛媛支部

〔月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除きます。)  
8:30-12:00、13:00-17:15〕

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

電話：089-941-5393

<https://www.kouritu.or.jp/ehime/>